権を目的とする担保の供与があったものとみなして、破産法第一六二条第一項等の規定を適用することとした。（第一〇八条第二項関係）

3　所有権留保契約

㈠　動産の所有権の留保の対抗要件

(1)　所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産の留保買主等から留保売主等への引渡し（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産にあっては、留保売主等を所有者とする登記又は登録）がなければ、第三者に対抗することができないこととした。（第一〇九条第一項関係）

(2)　(1)の規定にかかわらず、次に掲げる債務（その利息、違約金、留保所有権の実行の費用及び債務の不履行によって生じた損害の賠償を含む。）のみを担保するために締結された所有権留保契約に基づく動産の所有権の留保は、所有権留保動産（登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない動産を除く。以下この(2)において同じ。）の引渡しがなくても、第三者に対抗することができることとした。（第一〇九条第二項関係）

イ　1㈡(1)に規定する所有権留保契約における所有権留保動産の代金の支払債務

ロ　1㈡(2)に規定する所有権留保契約における償還債務（所有権留保動産の代金の支払債務を履行したことによって生ずるものに限る。）

㈡　譲渡担保契約の規定の準用等

2㈡(3)、㈢及び㈣(9)～(11)を除く。）の規定（動産譲渡担保契約に係る部分に限る。）は、留保所有権について準用することとした。（第一一一条第一項関係）

4　その他

その他所要の規定を整備することとした。

5　附則

㈠　経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めることとした。（附則第二条～第三八条関係）

㈡　施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第五七号）（法務省）

1　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律ほか二五の関係法律の規定の整備等を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この法律は、一部の規定を除き、譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇四号）（警察庁）

一　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正関係

インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を改めることとした。（第一条関係）

二　特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正関係

カジノ事業の免許等の欠格事由に係る罪に関する規定を改めることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四五号）の施行の日から施行することとした。

◇都市計画法施行令等の一部を改正する政令（政令第二〇五号）（内閣府本府・国土交通省）

一　都市計画法施行令の一部改正関係

開発許可が不要となる国、都道府県又は市町村等が直接その事務又は事業の用に供する建築物から、乳児等通園支援事業の用に供する施設を除くこととした。（第二一条第二六号ロ関係）

二　活動火山対策特別措置法施行令の一部改正関係

火山災害警戒地域内にある場合に市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定めなければならない施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第一条第二項第一号関係）

三　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正関係

航空機騒音障害防止地区内において建築しようとする場合に防音上有効な構造としなければならない建築物等に、乳児等通園支援事業を行う施設を追加することとした。（第六条第一号関係）

四　特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正関係

浸水被害防止区域内において特定開発行為又は特定建築行為をする場合に都道府県知事等の許可を受けなければならない制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第一九条第一号関係）

五　津波防災地域づくりに関する法律施行令の一部改正関係

1　市町村地域防災計画等にその名称及び所在地が定められた場合に避難確保計画の作成等をしなければならない施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第一九条第一号関係）

2　津波災害特別警戒区域内において特定開発行為又は特定建築行為をする場合に都道府県知事等の許可を受けなければならない制限用途に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第二一条第一号関係）

六　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正関係

公営住宅建替事業に関する事項として地域住宅計画に記載することができる公共公益施設に、乳児等通園支援事業の用に供する施設を追加することとした。（第二条第一号関係）

七　施行期日

この政令は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇六号）（内閣府本府）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五一号）の施行期日は、令和七年七月一日とすることとした。

◇災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二〇七号）（内閣府本府）

一　災害対策基本法施行令の一部改正関係

1　中央防災会議の委員の定数を、二八人以内とすることとした。（第三条第一項関係）

2　指定行政機関の長等は、災害対策基本法第七八条の二第一項第二号に掲げる場合に該当するときにおいて市町村長が実施すべき応急措置を代行した場合であって、同号に規定する応急措置を実施する緊急の必要がなくなった場合に該当すると認めるときは、速やかに、当該代行に係る事務を当該市町村長に引き継がなければならないこととした。（第三三条の六第二項関係）

二　災害救助法施行令の一部改正関係

災害救助法第七条第一項及び第二項に規定する医療関係者等の範囲に、栄養士等を追加することとした。（第四条関係）

三　職員の退職管理に関する政令の一部改正関係

1　防災監を、国家公務員法第一〇六条の四第三項の長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ずる職に追加することとした。（第一五条第一項関係）

2　防災監を、国家公務員法第一〇六条の四第一項の離職前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者等に追加することとした。（別表第二関係）

四　施行期日

この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五一号）の施行の日（令和七年七月一日）から施行することとした。